

米国の関税措置により影響を受ける酒類事業者の皆様へ

米国の関税措置により酒類の輸出に個別の問題が生じた際の各国税局（沖縄国税事務所を含む。）の相談窓口は酒類業調整官となります。

各国税局の代表電話番号へおかけいただき、「酒類業調整官宛」である旨をお伝えください。

（参考：一覧から国税局・税務署を調べる）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm#ichiran>

なお、米国の関税措置についての最新情報は次のウェブサイトをご参照ください。

《経済産業省 米国関税対策ワンストップポータル》

○ トップページ

https://www.meti.go.jp/tariff_measures/index.html

※ 各種相談窓口、支援策、よくある質問及びその回答などをご確認いただけます。

《JETRO ホームページ》

○ 特集 第2次トランプ政権の動向

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trump2_administration.html

※ 関税政策の要旨、米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口、最新ニュース（ビジネス短信）などをご確認いただけます。

注）酒類事業者においても、JETRO等の相談窓口をご利用いただくことが可能です。